



交通ルールの確認 2

2-1. 自転車の通行場所

1. 自転車は、自動車と同じ車の仲間であり、車道と歩道がある所では原則車道の**左側**を通行します。右側を通行する**逆走**は、自動車の運転者にとって思いがけない方向からの飛び出しとなり、交差点での衝突の危険が高まります。
2. 自転車が歩道を通行する事ができる条件は、
 - ① 普通自転車歩道通行可の標識がある場合
 - ② **13**歳未満の子ども、**70**歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転を運転している場合
 - ③ 自転車の通行の**安全**を確保するためにやむを得ないと認められる場合このどれか1つを満たす場合には、歩行者の迷惑にならないように歩道を通行することができます。
3. 自転車が歩道を通行する場合、歩道の**車道**寄りを徐行し、さらに歩行者の通行を妨げる時は必ず**一時停止**し、常に歩行者優先ということを忘れないようにしましょう。

2-2. 交差点の通行方法

1. 交差点を通行する際、「止まれ」の標識があるところは**一時停止**して、周囲の**安全を確認**します。
2. 一時停止の標識がない交差点でも、左右の見通しが悪いところでは、**すぐに止まれる**速さで安全を確認しながら通行します。
3. 自転車が交差点を右折する際は、信号機の有無にかかわらず、道路の左端に沿って**2段階**で曲がらなければなりません。

2-3. 危険な利用の禁止

1. 罰則付きで禁止されている危険な利用方法
 - ① 夜なのに**ライト**をつけずに運転する（夜間の無灯火）
 - ② 自転車を運転しながら**携帯電話**や**スマートフォン**を操作する（携帯・スマホ利用）
 - ③ ヘッドホンで音楽を聴きながら運転する（ヘッドホン・イヤホン利用）
 - ④ 雨の日に**傘を差し**ながら運転する（傘さし運転）
 - ⑤ 同僚や友人と**並んで**走る（並進）
 - ⑥ **二人**乗りをする（二人乗り）
 - ⑦ **酒**を飲んで運転する（酒気帯び運転）
 - ⑧ 自転車の**放置**（自転車の放置）